

34 平成28年4月25日申請（平成28（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等）

（1）経過

平成28年	
4月25日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
5月23日	あっせん委員（小野委員、大橋特別委員及び近藤特別委員）の指名。
24日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
6月10日	両当事者から意見の聴取（第1回目）。
9月15日	両当事者から意見の聴取（第2回目）。 あっせん委員から、あっせん案（新たな卸契約の締結）の提示。 (⇒(4))
16日	A社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
23日	B社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
11月18日	あっせん委員から、A社に対し、あっせん委員の見解等を書面により伝達。
12月28日	A社から、委員会に対し、残る事項（現行契約手数料の差額の補填）についても合意が成立した旨の報告。(⇒(5)) あっせん終了。

（2）申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る契約を締結し、B社が提供するサービスの販売協力を行ってきた。A社は契約等に基づく「委託料」のほか、タリフにより定める「業務委託手数料」を得ており、その実質的な手数料率はサービスを利用するエンドユーザー毎に定められていた。

平成27年1月、B社が提供するサービスの値上げを実施した際に、B社からA社に対し、業務委託手数料の手数料率を全て同率に減額するとの通告があり、A社が協議を求めたにもかかわらず、手数料切り下げの契約条件の変更についての交渉は一切なかった。

その後、契約条件の変更についての交渉が行えない状況が続く中で、B社から、従来の「委託方式」とは別に「再販方式」への契約変更の説明があっ

た。卸・再販売契約の詳細は不明であったが、A社としては「委託方式」よりは「再販方式」の方が効率的と判断し、平成28年1月にB社にその旨を通知した。しかし、提案期日であった平成28年3月1日を過ぎても契約条件の詳細等が示されず、実質的な協議が進展しない状況となり、以下の事項を柱としてあっせんを申請する。

1. 新たな卸契約の締結
2. 現行契約手数料の差額の補填

(3) B社からの答弁書における主な主張

B社はA社と契約見直しの交渉をしており、平成27年3月にA社とは「回収代行契約」として契約を整理すると合意があった。

B社からA社への提案の中で、契約内容相応の手数料率及び当面の手数料率について通知しているが、単なる手数料率の引下げではなく、A社の手数料額が減収となる変更ではない。

平成27年11月、A社から卸・再販売契約の提案について要請があったため、当該契約書(案)を送付している。このように、B社としては交渉は継続しており、一方的な通告や不対応で協議不調が継続していたというものではない。よって、卸・再販売契約は遠からず締結されていたと考えるが、本あっせんにより一層の早期締結に至るものと期待する。

(4) 第2回意見聴取及び提示したあっせん案の概要

A社のあっせんを求める事項である「新たな卸契約の締結」「現行契約手数料の差額の補填」を分けて解決することとし、「新たな卸契約の締結」の解決のために以下のあっせん案を提示した。なお、あっせん案を提示する際、あっせん案のうち顧客等に対する損害賠償責任に関する契約書の条項について言及する部分は、両当事者が現時点で受入れ可能と思われる内容としているものの、必ずしも通例の記載にはなっていないとも考えられるため、B社において別途検討をすることが望ましいということについても言及した。

また、「現行契約手数料の差額の補填」については、和解金の支払いという形での解決を目指す方向とする旨、両当事者に確認した。

(あっせん案)

- 1 B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- 2 (卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する内容。)

- 3 (高額利用案件が発生した場合の取扱いについて、個別協議の対象とする条件及び高額利用案件解決までの期限等に関する内容。)
- 4 A社及びB社は、上記2及び3の内容に即した覚書を締結する。
- 5 (卸・再販売契約書(案)の顧客等に対する損害賠償責任条項に関する内容。)

(5) 主な合意事項

A社とB社は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。